

# 共済貯金解約届出書

山梨県市町村職員共済組合貯金規程に基づき、次のとおり共済貯金を解約します。

山梨県市町村職員共済		理事長 殿	届出日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
届出者	所属所名	〇〇市		
	組合員等記号番号	右詰めで記入	123	12345
解約内容	組合員氏名	共済 太郎		印 
	最終積立	令和 ○ 年 ○ 月分まで	※ この解約届出書の提出をもって定時積立および特定月積立を停止いたします。	
解約事由	締切日・解約金送金日は払戻と同様です。(ただし月の第一週は解約処理ができませんので、第二週以降の金曜日に送金となります。)			
	いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください	<input checked="" type="checkbox"/> 退職 ⇒ (退職予定日: ○ 年 ○ 月 ○ 日) ※ 退職日以降の解約となります。		
		<input type="checkbox"/> その他 ⇒ (解約希望年月: 年 月) ※ 退職日より前に解約したい方は「その他」を選択してください。ただし、短期の給付金の受入口座を共済貯金口座に指定している所属所の組合員の方については、在職中は当口座を解約できませんので、所属所の共済事務担当者にご確認ください。		

④ 所属所の確認

事務担当者様は記載内容についてご確認の上、上記枠内に✓を入れてください。

← 印は1枚目~3枚目に押印してください

※ 締切日・解約金送金日の詳細については共済組合のホームページをご確認ください。  
 ※ 指定口座に振込後、「共済貯金送金通知書」を送付しますので必ず受領してください。

(R7.3)

① 届出日・所属所名・組合員等記号番号・組合員氏名を記入して押印してください。

② 給料天引きによる積立の最終月を記入してください。最終積立月の翌月から積立を停止いたします。**積立を停止する場合、最終積立月の25日までに提出してください。**

③ 解約事由を「退職」か「その他」のいずれか選択してください。

- 「退職」を選んだ場合、**退職日以降の解約**となります。
- 退職日より前に解約金の送金を希望する場合は「その他」を選んでください。
- 最終積立月に解約はできませんので、解約希望年月は最終積立月以降**となるようにしてください。
- 短期給付金が共済貯金口座に入る所属の方は退職日前の解約（「その他」の選択）はできませんので所属所の共済事務担当者の方にご確認ください。**

④ **共済事務担当者の方は必ず記載内容についてご確認の上、所属所の確認欄に✓をいれてください。**

※ **押印は2枚目以降も必ずしてください。誤って記入した場合は訂正印を押印してください。**